

令和2年度 第10回奈良市景観審議会 景観計画策定部会 会議録

開催日時	令和3年1月28日(木) 午後1時30分から午後3時10分		
開催場所	はぐくみセンター 8階 多目的講座室		
出席者	委員	平尾会長、井原委員、谷澤委員、山口委員、山本委員【計5名】 (欠席1名)	
	事務局	田中都市整備部次長、原田奈良町にぎわい課長、佐々木都市計画課課長補佐、太田都市計画課係長、山口文化財課係長、辰己・太田(都市計画課) 他	
開催形態	公開(傍聴 0人)	担当課	都市整備部 都市計画課 教育委員会 教育部 文化財課
議題又は案件	【案件】 1. 奈良市景観計画の改正について 2. 奈良市屋外広告物条例の改正について 3. 今後のスケジュールについて		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
委員	1. 奈良市景観計画の改正について 資料1-2では、沿道緑化基準のガイドラインでの解説として「敷地形状に応じて、高木、中木、低木を組み合わせ、量感と連続性のある緑化を図る」ことを記載することとしているが、対応する景観形成基準(A-34、B-30、B-31)に組み込んだ方がよい。		
事務局	景観形成基準に組み込むこととする。		
委員	パブリックコメントの実施にあたって、今回の景観計画改正の意図を明確に説明する必要がある。基準改正等の背景には、市としての景観施策の大きな転換があるのか。		
事務局	景観施策の大きな転換をするものではなく、第1部の景観マスタープラン編に示す方針等の大きな修正は行っていない。規制区分のワンレイヤ化や抽象表現による基準の具体化など、規制内容を分かりやすくして、実効力を高めることが大きな目的である。基準の具体化に伴い、一部規制を強化している。		
委員	基準改正の根拠を景観計画本文に記載することは難しいため、改正概要のリーフレット等で示すこと。		
委員	「緑化面積」と「植栽面積」の異なる表現が見られるため、調整を行うこと。		
委員	景観形成重点地区の類型ごとの景観形成方針を明記した方がよい。なぜ基準改正が必要かの背景にもあたる。		
事務局	同類型の地区・区域でも方針が異なるため、地区ごとに景観形成方針を定めている。地区ごとの景観形成方針では、区域区分ごとの方針まで記載していないため、基準改正とのつながりを踏まえながら方針を追記する。		
委員	各地区で同じ表現を用いるなど、基準改正とのつながりが分かりやすいものとする。		

委員	各地区の方針で、うまい表現を用いて目指す景観ビジョンを前面に出せると良い。
委員	各地区で用いた方が良い表現があれば、事務局に伝えること。
事務局	資料1-3では、基準18への「同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。」の追加を新たに提案している。窓口指導の根拠として、基準に追加したいと考えている。この基準の追加について、本日欠席の委員からは、事前に「複数区画の大規模行為全体に対して色彩調和を求めることは、現実的に難しいが、同一敷地内の建築物に色彩調和を求める基準を追加することは良いと思う。」という意見をもらっている。
委員	基準が全くないことは良くないため、追加することで良い。
委員	基準の文言だけから読みこなせる人は少ないと思われるため、ガイドラインで丁寧に解説することが大切である。
	2. 奈良市屋外広告物条例の改正について
事務局	地色規制を強化するなかでも、奈良らしさの表現やデザイン性の向上を図るため、色彩基準②③について、使用できる高彩度色の幅を広げる一方で、面積割合を30%から20%に強化することを新たに提案する。 また、自己外の広告塔・広告板の乱立を防止するための基準として、整形・均等配置で、広告物の合計幅が間口幅の3分の1以下かつ10m以下（間口幅に関わらず1敷地1基は設置可）とすることを新たに提案する。 色彩基準の変更について、本日欠席の委員からは、事前に「使用できる高彩度色の幅を広げても、面積割合を小さくするのであれば、アクセントカラーになるため、地色を抑えたままであれば問題ない」という意見をもらっている。
委員	申請の都度、専門家が確認するわけではないため、分かりやすさが大切である。規制区域区分も基準も分かりやすくなっている。「奈良らしさ」は、この場で議論しても答えは出ない。申請者の提案をもとに、協議するなかで良いものにする仕組みが大切である。
委員	最初から完璧な基準とすることは難しいため、改正基準を運用するなかで、問題が生じた場合に早め見直し等の対応ができる体制を整えておくこと。
委員	広告業者やデザイナーは、最初にガイドラインを確認してロゴやカラーシステムの検討等を行う場合が多いため、ガイドラインを周知することが大切である。
委員	ガイドラインは、ホームページからダウンロードできるようにすること。
	3. 今後のスケジュールについて
事務局	2月17日に景観審議会を開催し、3月中旬から4月中旬にパブリックコメントを実施し、その結果を5月下旬の景観審議会に報告し、7月上旬の国際文化観光都市建設審議会にて意見聴取し、8月上旬の景観審議会に諮りたいと考えている。その後、条例改正等の手続きを行い、令和4年4月の施行を予定している。